

[Tweet](#)

令和7年7月4日
金融庁

「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の一部改正について

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（サイバー対処能力強化法整備法）の一部施行に伴い、内閣官房「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）」が令和7年7月1日付で「国家サイバー統括室」に改組されました。これに伴い、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」について別紙のとおり、一部改正を行いました（※）。

本件は行政手続法第39条第4項第8号で定める他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施していません。

※令和7年7月1日に内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が国家サイバー統括室に改組されたことに伴う所要の技術的修正

（別紙） [金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総合政策局リスク分析総括課ITサイバー・経済安全保障管理官室（内線2217、3850）

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

 EXPO 2025 [首相官邸 大阪・関西万博 特設ページ](#)

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報道・
広報

政策・
審議会

法令・
指針等

金融
機関
情報

国際
関係
情報

アクセ
スF S
A（広
報誌）

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000